

科学研究費補助金「学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）」の審査要綱

平成 27 年 1 2 月 7 日
学術研究支援基盤形成委員会決定
令和 3 年 7 月 1 4 日一部改正

科学研究費補助金「学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）」（以下「本制度」という。）は、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）により実施されている個々の研究課題に関し、研究者の多様なニーズに効果的に対応するため、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点を中核機関とする関係機関の緊密な連携の下、学術研究支援基盤（以下「プラットフォーム」という。）の形成を図る制度である。

本制度は、こうしたプラットフォームの形成により、科研費に係る個々の研究課題への技術支援等※を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進し、我が国の学術研究の更なる発展に資することを目的とする。

本制度の事前評価（審査）は、この審査要綱により行うものとする。

※「技術支援等」とは、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用による技術支援のほか、リソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援をいう。その他、本審査要綱における用語は、「科学研究費助成事業－科研費－公募要領 学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）」（以下「公募要領」という。）によるものとする。

I. 審査方針

1. 選定する事業計画

本制度の事業計画については、上記の本制度の目的を踏まえつつ、以下の全ての条件を満たすものの中から選定する。

- (1) 研究支援代表者を中心とし、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点を中核機関とする複数の機関の緊密な連携により、一定規模のプラットフォームを構築している計画であって、プラットフォームの開放性・透明性を確保し、安定的な運用を期すため、中核機関としての関与（中長期的な計画への位置付け、組織的な支援等）が明確となっている計画であること。
- (2) 研究活動ではなく、研究支援のためのプラットフォームを構築するものであって、科研費に係る個々の研究課題への技術支援等を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進し、我が国の学術研究の更なる発展に資する計画であって、以下のいずれかの区分に該当する計画であること。
 - ① 複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援を行う「先端技術基盤支援プログラム」
 - ② 研究の基礎・基盤となるリソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を行う「研究基盤リソース支援プログラム」

2. 審査は、研究支援代表者からの応募内容に基づき、プラットフォームの目的・研究支援の内容の妥当性、研究支援実施体制・方法の妥当性、研究支援計画の実現性・発展性等を重視し、実現性の面から研究支援活動の実績も加味しながら、審査を行うものとする。

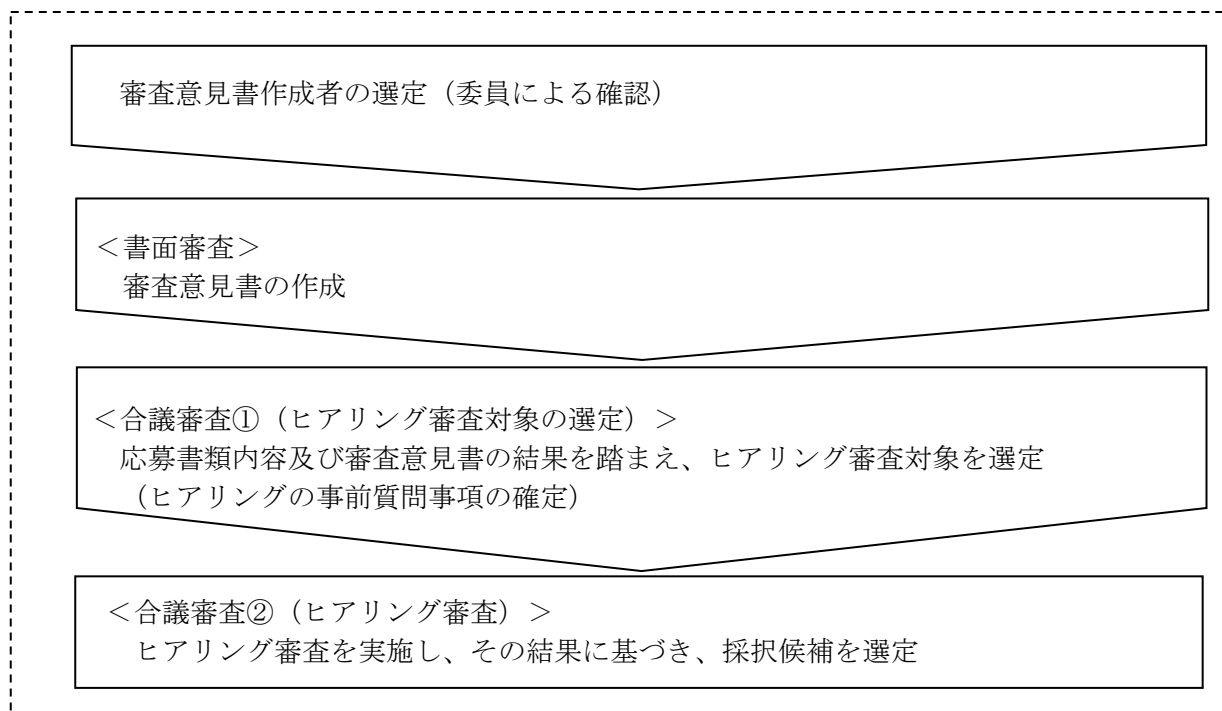
なお、選定に際しては、公募要領に掲げた支援機能のキーワード（モデル動物、バイオイメーキング、ゲノム解析、コホート・生体試料（病理組織標本）、人文社会系などの学術データアーカイブズ、研究用リソースの製造・供給など）を踏まえつつ、特定の学問分野、研究領域等にとらわれず、支援機能に着目し、幅広い分野の研究支援を行い得るプラットフォームを選定するように考慮する。

II. 審査方法

「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める「学術研究支援基盤形成委員会」（以下「委員会」という。）において、次のとおり審査を行い、その結果を科学研究費補助金審査部会（以下「部会」という。）に報告する。

〔委員会における採択候補選定の進め方〕

＜審査の手順＞



1. 書面審査

- (1) 委員会は、採択候補を選定する際の資料とするため、計画ごとに関連分野に精通する研究者の中から、4名程度の委員以外の有識者を審査意見書作成者として選考し、別紙「学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）の審査意見書」（以下「審査意見書」という。）の作成を依頼する。
- (2) 審査意見書作成者は、応募書類内容をもとに、後述の「審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、「審査基準」により、審査意見書を作成する。

2. 合議審査

- (1) 委員会は、応募書類内容及び審査意見書の結果を踏まえ、ヒアリング審査対象を選定する。
- (2) 委員会におけるヒアリングは、応募書類、審査意見書、事前質問事項への回答及びプレゼンテーション資料等をもとに行う。
 - (a) ヒアリングの進め方
時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

・ 研究支援代表者等から説明（事前質問事項に対する回答を含む。）	15分	} 50分
・ 質疑応答	25分	
・ 審議及びコメントの記載	10分	
 - (b) 説明者
研究支援代表者、研究支援業務実施責任者を含め4名以内（左記以外は、原則、研究支援分担者として事業計画調書に記載のある者）
 - (c) 説明資料
応募書類、事前質問事項への回答及びプレゼンテーション資料。なお、委員会の求めが

ある場合には、参考資料を追加する。

(3) 採択候補の選定

- (a) 各委員は、審査意見書を参考にして、「審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、「審査基準」により審査を行う。
- (b) 委員会は、ヒアリング終了後、各委員の審査結果に基づき、合議により採択候補を選定する。
- (c) 委員会は、採択候補を選定後、当該計画の経費の査定案を作成する。
- (d) 委員会は、審査結果等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直し等を求める。

〔審査に当たっての着目点〕

(a) プラットフォームの目的・研究支援の内容の妥当性

- ・計画の目的が、本制度の目的と合致しているか。
 - ・研究活動ではなく、研究支援のためのプラットフォームを構築するものであって、科研費に係る個々の研究課題への技術支援等を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進し、我が国の学術研究の更なる発展に資する計画となっているか。
 - ・研究支援代表者を中心とし、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点を中核機関とする複数の機関の緊密な連携により、一定規模のプラットフォームを構築している計画であって、プラットフォームの開放性・透明性を確保し、安定的な運用を期すため、中核機関としての関与（中長期的な計画への位置付け、組織的な支援等）が明確となっている計画となっているか。
- ・「先端技術基盤支援プログラム」にあっては、
 - ・複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域や幅広い研究者の利用・ニーズのある技術支援等の実績を有しているか。
 - ・その際、技術支援等の機能に応じて、最先端の研究設備や、学術的価値を有する共通的研究（技術）支援基盤等を有し、研究者のニーズ・実績が相当程度見込まれるものに精選し、効率的・効果的な支援が行えるよう、十分留意されているか。
 - ・国内有数の施設・設備（技術）であり、他の施設・設備（技術）と比較した際、その機能、性能等に先端性（学術的価値）や特色があるか。
 - ・その施設・設備（技術）を運用する研究者等の研究能力やノウハウ等を含めた先端性（学術的価値）や特色はあるか。
 - ・当該施設・設備（技術）の代替手段として比較的容易に利用可能なものはないか。
- ・「研究基盤リソース支援プログラム」にあっては、
 - ・支援対象となる研究分野の進展に不可欠であり、継続的かつ組織的な収集・保存・提供等の体制が必要なリソースであるか。
 - ・利用する研究者のクリティカルマスが存在するリソースであるか。
 - ・我が国固有の研究、あるいは我が国が優位性を有する研究を進めていく上で重要なリソースであるか。
 - ・他の事業等で実施されているリソースとの区別、役割分担・連携が明確にされているか。
 - ・研究者の個別のニーズに柔軟に対応し、個々の支援課題に対して付加価値を付ける支援を行うための工夫を講じているか。また、どのような付加価値を付けるかが明確にされているか。
- ・研究支援活動のニーズ（プラットフォームを形成する中核機関又は連携機関以外に所属する研究者のニーズも含む。）を把握し、新興・融合分野の研究等を含め、より幅広い研究分野・領域に対応するための工夫を講じているか。
- ・民間企業等において既に行われている同種の有料サービスとの差別化が明確であり、学術研究上の公共性を有しているか。

(b) 研究支援活動実施体制・方法の妥当性

- ・研究支援代表者は、研究支援業務を円滑に推進するための基本的な考え方を有するとともに、リーダーシップを発揮し、プラットフォームの運営において重要な役割を果たす能力を有しているか。
- ・研究支援の実施体制（中核機関及び連携機関の役割・連携体制）が適切であり、各機関が業務遂行能力・実績を有しているか。
- ・幅広い研究分野・領域を対象に多様なニーズに対応するため、研究支援業務を実施する個人・グループ（研究支援代表者、研究支援分担者及び研究支援協力者）の強み・特色を活かしたネットワークを構築しているか。
- ・設備等の効率的な運用や必要に応じた外部組織との連携を図るなど効果的なプラットフォームを形成するための工夫を講じているか。
- ・大学共同利用・共同研究の枠組みを設けている場合は、当該枠組みとの関係が明確に区分されているか。
- ・確認書の内容は適切か。
 - ・第4期中期目標及び中期計画（公立大学及び私立大学については同等のもの）との関連性が明確になっているか。
 - ・当該計画を当該機関の業務の一部として行うことが位置付けられているか。
 - ・当該計画の実施に際し、当該機関のインフラ（施設、スペース、設備等）の使用に関し便宜を図ること、研究支援代表者への援助・積極的協力を行うこと、その他、当該計画の実施に際し、必要な研究支援業務等を行うこととなっているか。
- ・支援を実施するために十分な高い技術を有するか。特に、設備の利用に係る指導・支援に関して、高度な専門能力と豊富な経験を有する技術支援者を配置しているか。
- ・設備の利用機会の提供や技術支援に加えて、これらを通じて利用者に対し、研究面での相談等に対応できる体制を有しているか。
- ・事業開始当初から直ちに利用者への設備の利用機会の提供や技術支援を行えるようになっているか。
- ・利用機会の公平性・効果的利用を確保するための工夫（支援課題の開かれた募集、若手研究者への配慮等）が講じられているか。
- ・全体の活動情報の集約と発信、利用者に対する案内窓口としてワンストップサービスなどの情報発信・提供体制の工夫が講じられているか。
- ・技術支援者の実地研修、技術指導講習会等、交流活動（プラットフォームの提供する技術支援等に関わるワークショップ、シンポジウム等）の企画、実施など、技術支援等に係る次世代を担う人材の育成、異分野融合等を目的とした活動の工夫が講じられているか。
- ・研究支援業務の質の向上のための仕組みが講じられているか（利用者のニーズ・満足度、支援課題の効果・成果等を把握し、運営改善に確実に反映させるための措置など）。
- ・本制度による研究支援業務に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。
- ・研究支援計画に、対象者の同意・協力を必要とする活動、個人情報の取扱いの配慮を必要とする活動、研究倫理上の対応を必要とする活動などが含まれている場合、適切な対策を講じているか。

(c) 研究支援計画の実現性、発展性

- ・計画全体が着実かつ現実的であり、実現性の高いものとなっているか。
- ・利用料徴収のための工夫や、その他プラットフォームの運営に関する工夫が講じられているか。

(d) 経費の妥当性

- ・経費の内容は妥当であり、事業計画上、必要不可欠なものか。

- ・研究活動に係る経費や、真に必要なものを除き、新たな機械装置の購入、製造に係る経費等が含まれていないか（研究支援に係る経費（プラットフォームの運営に係る業務実施経費、人件費、装置の運転・維持管理経費等）のみとなっているか）。
- ・現に又は今後、国等から助成を受ける関連性の高い制度がある場合は、その制度との相違が明確に区分され、本制度の実施に支障がないものとなっているか。

〔審査基準〕

① 評定要素

「審査に当たっての着目点(a)～(d)」の各項目について、下表の基準に従って評点を付す。また、当該評点を付した根拠を記述する。

評点	審査基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

② 総合評点

「評定要素」に関する評価結果等を参考に評点を付すとともに、各評定要素を通じたコメントを記述する。

なお、「B」又は「C」の評点を付した計画に対しては、主たる根拠を具体的に記述する。

評点	審査基準
A	積極的に採択すべきである
A-	採択するに値するものである
B	一部優れた内容も含まれるが、採択までは至らない
C	採択すべきでない

③ 経費の査定案

研究費の効果的・効率的配分を図る観点から、「審査に当たっての着目点(d)」について、応募経費の内容を踏まえ、どの程度の査定が適当であるか審査基準により評点を付す。

その際、標準的な査定率は、平均充足率を目安とする。

なお、「△」又は「×」の評点を付した計画に対しては、主たる根拠を具体的に記述する。

評点	審査基準
◎	計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
無印	標準的な充足率であれば計画の遂行が可能である
△	計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	経費の内容に問題がある

Ⅲ. その他

1. 連携推進協議会

採択された後、委員会において、各プラットフォーム間の連携促進・調整・情報共有を図ることが有用と判断された場合、連携推進協議会を設置することを求める。

2. 配分額及び実施期間等

計画の内容、審査結果等を勘案の上、公募要領に応じ、予算の範囲内で配分することとする。な

お、配分額は原則として10万円単位とする。

新たなプラットフォーム形成を目指すものは、試行的実施として、実施期間は令和4年度から3年間とする。

3. 開示・公開等

- (1) 審査の経過（審査に用いる会議資料を含む。）は、審査の円滑な遂行の観点から非公開とする。
- (2) 各委員及び審査意見書作成者（以下「評価者等」という。）の審査結果が特定されないよう配慮した上で、採択された計画の研究支援代表者に対して、当該計画の審査結果の所見を通知するとともに、審査結果を一般に公開する。
また、採択されなかった研究支援代表者には、当該計画の審査結果の所見を通知する。
- (3) 委員の氏名等については、評価終了後、一般に公開する。審査意見書作成者の氏名等については非公開とする。

4. 利害関係者の排除

利害関係者の排除の方針は、次のとおりとする。

- (1) 評価者等は、自らが、研究支援代表者又は研究支援分担者（以下「研究支援代表者等」という。）、中核機関の役員である計画の評価に参画しないものとする。
- (2) 評価者等が、計画の研究支援代表者等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合又は委員会において評価に参画しないことが適当との判断がなされた場合は、評価に参画しないものとする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係（例えば、「共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究会への参加」を通じ緊密な関係にある者）
 - ③ 同一講座（研究室）において同一の研究を行う所属関係
 - ④ 密接な師弟関係
 - ⑤ 当該計画の評価に参画することにより公正性が失われると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係
 - ⑥ ①～⑤のほか、評価者等が自ら強い利害関係を有すると判断する関係評価者等は上記に留意し、利害関係の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該計画についての評価を行わないこととし、合議審査においても当該計画に関する個別審議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。

5. 秘密保持

- (1) 評価者等として審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 評価者等として取得した情報（各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

6. 採択後の対応

- (1) フォローアップ
事前評価（審査）において委員会が計画の見直し等を求めた場合など、必要に応じ、委員会においてフォローアップを実施する。フォローアップに関する規定は、別に定める。
- (2) 中間・期末評価
委員会において、開始から3年目に中間評価、実施期間終了年度に期末評価を実施し、継続の可否を判定する。
各評価においては、それまでの活動状況及び実績（利用者のニーズ・満足度、支援課題の効果・成果等を含む）を踏まえ、目標を達成しうるか否か、取組みの有用性等について確認した上で、継続の可否を判定するほか、必要に応じ、計画の変更、中止等の見直しを行う。

試行的実施については、中間評価において継続の可否を判定するとともに、「可」の場合には、実施期間延長や予算措置等を行い、本格実施への移行措置を講ずる。

中間・期末評価に関する規定は、別に定める。

(3) 計画の中止・採択の取消し

上記の評価にかかわらず、フォローアップ等を通じて、計画の履行状況に重大な問題が認められた場合、応募書類に記載された内容に虚偽があった場合、計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合は、委員会において、計画の変更・中止を指示したり、採択を取り消したりすることがある。

また、実施期間については、国の方針の変更等により、全面的な見直しや、変更中止もあり得る。

学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）の審査意見書

令和 年 月 日

審査意見書 作成者	所属機関・部局・職	氏名

下記事業計画についての意見は、以下のとおりです。

記

受付 番号	区分	プラットフォーム名	研究支援代表者 (所属研究機関・部局・職)	応募総額 (千円)	実施期間
	技術/ リソース				令和 年度 ～ 令和 年度

< 意見 >

【評定要素】

(a) プラットフォームの目的・研究支援の内容の妥当性	評点	<input type="checkbox"/> 4 : 優れている <input type="checkbox"/> 3 : 良好である <input type="checkbox"/> 2 : やや不十分である <input type="checkbox"/> 1 : 不十分である
	コメント (当該評点を付した根拠を記述)	
(b) 研究支援活動実施体制・方法の妥当性	評点	<input type="checkbox"/> 4 : 優れている <input type="checkbox"/> 3 : 良好である <input type="checkbox"/> 2 : やや不十分である <input type="checkbox"/> 1 : 不十分である
	コメント (当該評点を付した根拠を記述)	
(c) 研究支援計画の実現性・発展性	評点	<input type="checkbox"/> 4 : 優れている <input type="checkbox"/> 3 : 良好である <input type="checkbox"/> 2 : やや不十分である <input type="checkbox"/> 1 : 不十分である
	コメント (当該評点を付した根拠を記述)	
(d) 経費の妥当性	評点	<input type="checkbox"/> 4 : 優れている <input type="checkbox"/> 3 : 良好である <input type="checkbox"/> 2 : やや不十分である <input type="checkbox"/> 1 : 不十分である
	査定案	<input type="checkbox"/> ◎ : 計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい <input type="checkbox"/> 無印 : 標準的な充足率であれば計画の遂行が可能である <input type="checkbox"/> △ : 計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい <input type="checkbox"/> × : 経費の内容に問題がある
	コメント (「△」又は「×」を付した場合は、主たる根拠を具体的に必ず記述)	

総合評点	<input type="checkbox"/> A : 積極的に採択すべきである <input type="checkbox"/> A- : 採択するに値するものである。 <input type="checkbox"/> B : 一部すぐれた内容も含まれるが、採択までは至らない <input type="checkbox"/> C : 採択すべきでない
<コメント>各評定要素を通じたコメントを記述。「B」又は「C」の評点を付した場合は主たる根拠を具体的に必ず記述。	